

三田市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第34条の6 省略 (寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に<u>法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(市の区域内に主たる事務所を有する法人に対するものに限る。)</u>を支出した場合においては、<u>法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)</u>をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>2 省略</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>第1条～第34条の6 省略 (寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出した場合においては、<u>法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)</u>をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) <u>法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金</u></p> <p>(2) <u>所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金(これらの寄附金が租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の3第1項第1号イ、ハ及びニに掲げる法人に対する寄附金である場合にあつては同号に掲げる寄附金に該当するものに限る。)</u>のうち、次のいずれかに該当するもの</p> <p style="margin-left: 2em;">ア <u>市内に主たる事務所を有する法人又は団体に対するもの</u></p> <p style="margin-left: 2em;">イ <u>市外に主たる事務所を有する私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人、同法第64条第4項の規定により設立された法人又は独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人であつて、市内に学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校を設置するものに対するもの</u></p> <p style="margin-left: 2em;">ウ <u>所得税法第78条第3項の規定により同条第2項に規定する特定寄附金とみなされるものであつて、兵庫県知事又は兵庫県教育委員会の所管に属する同条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭</u></p> <p>(3) <u>租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(市の区域内に主たる事務所を有する法人に対するものに限る。)</u></p> <p>2 省略</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>